

資料	No.
第157回神戸市 環境影響評価審査会	1

# 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 に係る準備書手続について

平成29年8月

神戸市環境局



## 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る準備書手続について

### 1 手続の進捗状況

- 平成29年 7月10日 事業者が、経済産業大臣に環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を届出。また、神戸市等に準備書を送付。
- 7月11日～ 事業者が、準備書の縦覧及び住民等の意見募集を開始
- ・公告の方法 : 新聞6紙（7月11日付け）  
(広報紙KOBE 7月号)
  - ・縦覧期間 : 平成29年7月11日から8月10日まで
  - ・意見募集期間 : 平成29年7月11日から8月24日まで
- 7月19日～ 事業者が、神戸市内3か所（東灘区・灘区・中央区）、芦屋市内1か所で、各1回ずつ準備書に係る説明会を実施
- 8月20日(予定) 神戸市が、公聴会を開催（於：神戸市立灘区民ホール）
- ・公述人の募集 : 平成29年7月27日から8月9日まで  
(申込数:16名(8月7日現在))

### 2 市長意見の照会

平成29年7月11日、兵庫県知事から神戸市長に対し、準備書に関する市長意見を求める依頼文が送付された。（市長意見の提出期限：平成29年11月15日）

兵庫県知事は、神戸市長等の意見を勘案するとともに、住民等の意見<sup>\*</sup>に配慮して、経済産業大臣に対して、準備書についての意見を述べることとされている。

〔※意見募集期間終了後、事業者から兵庫県知事、神戸市長等に対し、住民等の意見の概要と意見に対する事業者の見解が送付されることとなっている。〕

#### <参考：準備書手続について>

準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものであり、これについて、事業者が一般の方々や地方公共団体の意見を聴く手続を準備書手続という。

準備書手続後、事業者は準備書に対する一般の方々や都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、環境影響評価書を作成する。

### 3 準備書に関する審査スケジュール（予定）

- (1) 第1回目審議 対象事業の概要説明，縦覧・意見募集・説明会の状況の報告，個別事項の審議（温室効果ガス等）
- (2) 第2回目審議 個別事項の審議（大気質，騒音，振動，景観等）
- (3) 第3回目審議 個別事項の審議（水質，動物，植物，生態系，廃棄物等）
- (4) 第4回目審議 住民等意見，公述意見書に対する事業者見解の報告，審査会意見書骨子案の審議
- (5) 第5回目審議 審査会意見書案の審議

<経済産業省ホームページより>

# 発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

## 1. 第1種事業

